

●その他

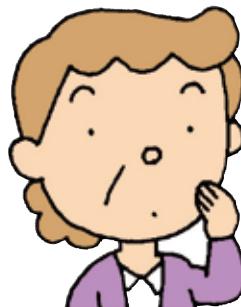
介護保険に関する相談

◆ 高齢福祉課

介護保険全般の相談に対応します。

たとえば、こんなときに…

- 介護保険を利用するには、どうすればいいの？
- 保険料のことを、もっと詳しく知りたい
- 要介護・要支援認定はどのように決められるの？
- 介護サービス事業者等には相談しづらい など



1 担当窓口

● 高齢福祉課（市役所2階D6番窓口）

要介護・要支援認定については	☎ 632-2986
介護保険サービスについては	☎ 632-2906
介護保険料については	☎ 632-2907
総合事業については	☎ 632-2905
介護予防については	☎ 632-2358

F A X 632-3040

2 保健と福祉のまるごと相談窓口「エールU」

● 保健福祉総務課

中央部（市役所1階A18番窓口）	☎ 632-2941
東部（平石地区市民センター内）	☎ 661-2369
西部（富屋地区市民センター内）	☎ 665-3698
南部（姿川地区市民センター内）	☎ 645-4535
北部（河内地区市民センター内）	☎ 671-3205

◆ 栃木県介護保険審査会

市が決定した要介護・要支援認定や支給等に不服がある場合、審査します。

栃木県介護保険審査会

宇都宮市塙田1-1-20（栃木県保健福祉部高齢対策課内） ☎ 623-3148

◆ 栃木県国民健康保険団体連合会

介護サービス利用者（申立者）のお住まいと介護サービス事業所のある市区町村が異なる場合などに対応します。

栃木県国民健康保険団体連合会（介護福祉課 苦情相談窓口）

宇都宮市本町3-9（栃木県本町合同ビル）

☎ 643-2220

●その他

住宅改修に関する支援

高齢者の身体状況や生活環境などに応じて、住宅改修費の補助等を受けることができます。申請手続きについては、**改修工事に着手する前に**お問い合わせください。

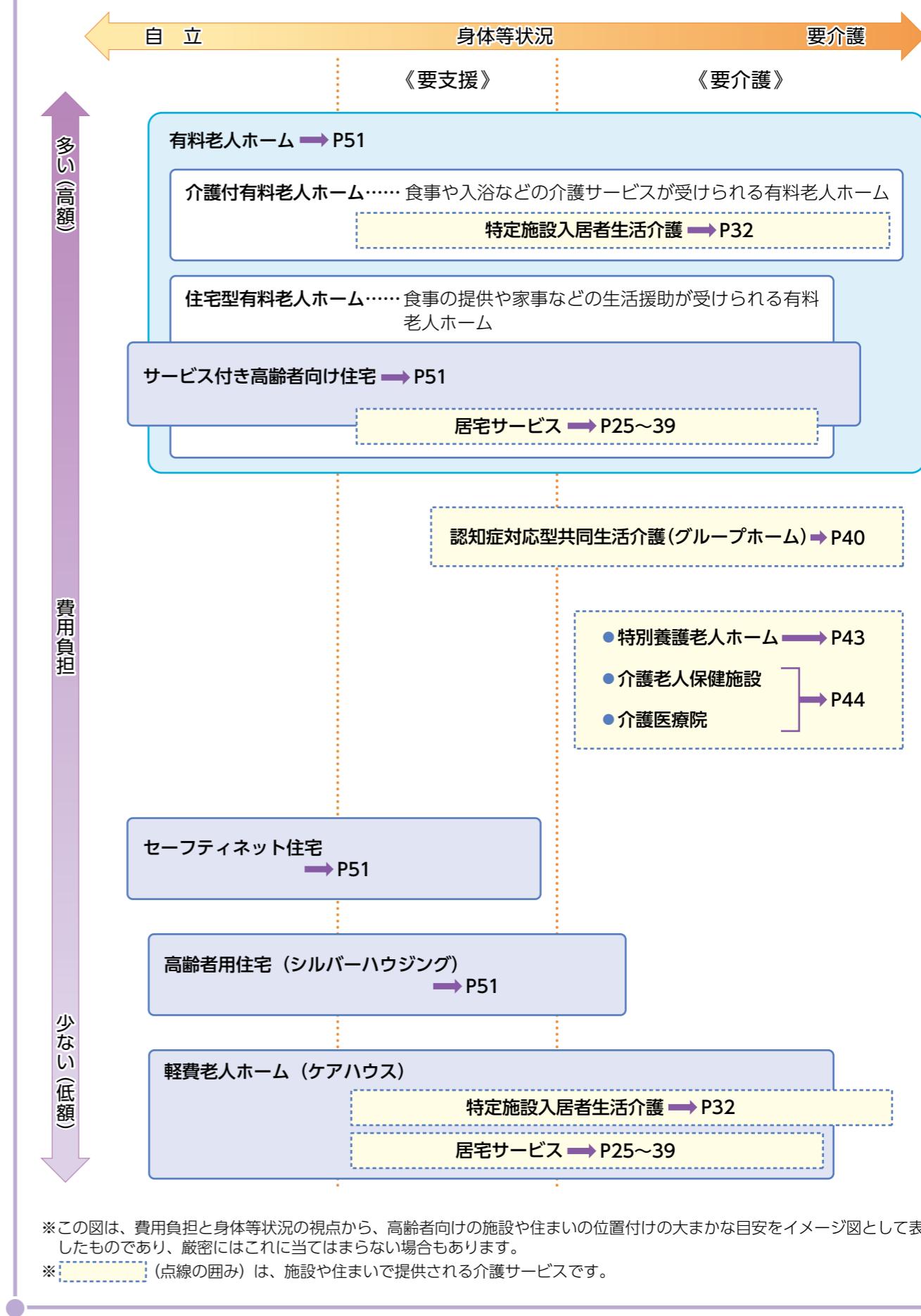
補助等の名称・問い合わせ先	補助等の概要
住宅改修費の支給(介護保険サービス) 対象者 → 要支援1～要介護5の方 対象となる工事 → ①手すりの取り付け、②段差の解消、③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更、④引き戸への取り替え、⑤洋式便器等への取り替えなど サービス内容 → 原則、一生涯に20万円を限度として、対象となる改修費の9割、8割または7割	問い合わせ先 高齢福祉課 介護サービスグループ ☎ 632-2906
高齢者にやさしい住環境整備補助事業(在宅福祉サービス) 対象世帯 → 要支援1～要介護5の65歳以上の方がいる世帯のうち、生計中心者の前年の所得税が非課税、または世帯の前年所得税の合計が16,200円以下で、市税に滞納がない世帯 対象となる工事 → 手すりの取り付けや段差の解消など 補助内容 → 対象工事費の4分の3の額で90万円を限度とする	問い合わせ先 高齢福祉課 福祉サービスグループ ☎ 632-2360
住宅改修補助制度 対象者 → 市内在住者(市税を滞納していないこと) 対象となる工事 → 手すりの取り付けや段差の解消などのバリアフリー改修工事など 補助内容 → 対象工事費の10分の1の額で10万円を限度とする	問い合わせ先 住宅政策課 住宅政策グループ ☎ 632-2552

高齢者の多様な住まいの提供

施設サービス(43～44ページ)などのほか、高齢者等の身体状況や生活環境などに応じて、多様な住まいを選択することができます。

種類	概要
有料老人ホーム	60歳以上の方を対象とした、食事や介護などの各種サービス機能が付いた高齢者に配慮された居住施設です。このうち、特定施設入居者生活介護(32ページ)の指定を受けた施設(介護付有料老人ホーム)では、当該施設が提供する介護サービスを利用します。
サービス付き高齢者向け住宅	60歳以上の方を対象とした、バリアフリー構造を有し、安否確認や生活相談などのサービスを提供する賃貸住宅です。
セーフティネット住宅	ひとり暮らし高齢者や低所得者などの住宅確保要配慮者を対象とした、入居を拒まない賃貸住宅です。
高齢者用住宅(シルバーハウジング)	老齢に伴う身体機能の低下が認められる方のうち、自立した日常生活が営める健康状態にあり、家族による援助を受けることが困難な60歳以上の方を対象とした、生活援助員(ライフサポートアドバイザー)による安否確認などの支援、緊急時の対応を行う公営住宅です。
軽費老人ホーム(ケアハウス)	老齢に伴う身体機能の低下により自立した日常生活を営むには不安があると認められ、家族による援助を受けることが困難な低所得者(60歳以上の方)などを対象とした、比較的低額な料金で入所できる施設です。このうち、特定施設入居者生活介護(32ページ)の指定を受けた施設では、当該施設が提供する介護サービスを利用します。

● 高齢者向けの施設及び住まいの位置付け(イメージ図)



●その他

認知症に関する相談

地域包括支援センター

地域の身近な高齢者の相談窓口である「地域包括支援センター」では、本人や家族からの認知症に関する相談にも応じています。まずは、お住まいの地区を担当する地域包括支援センター（57～58ページ）にご連絡ください。

認知症の人と家族のための電話相談

「公益社団法人認知症の人と家族の会」の相談員が、認知症（若年性認知症を含む）の方やその家族の悩みごとや介護に関する電話相談に応じています。

電話	電話相談の受付時間
028-627-1122	月曜日～金曜日 午後1時30分～午後4時 若年性認知症については、土曜日 午後1時30分～午後4時

もの忘れ相談会

「最近、もの忘れが増えてきた」や「家族や知り合いが認知症かもしれない」など、心配ごとや悩みごとに応じるための相談会を図書館等で定期的に開催しています。（詳細は「広報うつのみや」等でお知らせします。）

認知症疾患医療センター

栃木県が指定する医療機関に設置される「認知症疾患医療センター」では、認知症疾患の鑑別診断や地域の医療機関等の紹介、認知症に関する相談支援などを行っています。

センター名	住所	電話	電話相談の受付時間
皆藤病院	宇都宮市東町22	028-689-5088	月曜日・火曜日・水曜日・金曜日・土曜日 午前9時～午後4時
済生会 宇都宮病院	宇都宮市竹林町911-1	028-680-7010	月曜日～金曜日 午後2時～午後4時

オレンジサロン

認知症の方やその家族をはじめとする誰もが気軽に集まれ、交流できる場である「オレンジサロン」では、認知症に関する専門的な相談にも応じています。

サロン名	開催場所	電話	開設時間
石 蔵	宇都宮市道場宿町1131	028-667-0365	土曜日 午前11時～午後3時 毎月第2木曜日 午前11時～午後3時 毎月第1・3日曜日 午後 1時～午後4時 毎月第2土曜日 午後 5時～午後8時 ※男性介護者のサロン「止まり木」 (祝日・12/29～1/4を除く)
あ ん	宇都宮市田下町846-2	028-652-3525	毎月第1・3・4金曜日 午前10時～午後2時 毎月第1土曜日 午前10時～正午 毎月第4日曜日 午前10時～正午 (祝日・12/28～1/5を除く)
え ん	宇都宮市宝木町1-2580	028-625-5668	月曜日～金曜日 午前10時～正午 (祝日・12/27～1/4を除く)
さくらカフェ	宇都宮市花房2丁目9-33	028-666-8224	月・火・木・金曜日 午後1時～午後3時 (祝日・8/14～15・12/30～1/3を除く)
オレンジカフェろとす (白澤病院)	宇都宮市白沢町1813-16 白澤病院内 1階デイケアーム	028-673-0011	毎月第2・4水曜日 午後2時～午後 4時 (祝日・12/30～1/3を除く)
JCHOオレンジサロン (JCHOうつのみや病院)	宇都宮市新富町9-4 宇都宮市雀宮地区市民センター内 ※運営主体は病院ですが、開催場所は病院ではないため注意ください。	028-655-6601	毎月第4金曜日 午後1時30分～午後3時30分 (祝日・12/29～1/3を除く)

はいかいに関する支援

認知症高齢者地域生活安心サポート事業

認知症の方が行方不明となった際に、捜索や声掛けの目印となるキー・ホルダーやお守り型巾着袋などの「認知症見守りグッズ」の配付と、家族などからの捜索依頼や、依頼を受けた協力者が地図機能や掲示板機能を活用して捜索することができる捜索支援アプリ「オレンジセーフティネット」を提供します。

対象者 外出して家に戻れないことがある、自分の名前や住所が言えないことがあるなど、認知症等により行方不明になるおそれのある市内在住の高齢者やご家族等

認知症事故救済事業

認知症の方の外出時の万が一に備え、認知症が原因で誰かに怪我を負わせてしまったり、誰かの持ち物を壊してしまったりなどした場合に、市が一定の補償を行います。

対象者 ①本市の要介護認定を受けた方のうち、一定の要件を満たす方、②認知症見守りグッズを申請した方で、保険加入を希望する方
※保険加入の要件など、詳細は高齢福祉課企画グループへお問い合わせください。

高齢福祉課 企画グループ ☎ 632-2332

はいかい高齢者等の位置検索システム利用に対する助成

認知症等により、歩き回って道が分からなくなる方に小型専用端末機を身に着けていただくことにより、行方不明となつたとき、家族が携帯電話やパソコンから端末機の電波による位置情報を検索し、現在位置を特定することができます。このサービスを提供している事業者と契約し、サービスを利用した場合に、初回の登録料や毎月の利用料の一部を助成します。

対象者 宇都宮市内に住所がある65歳以上の方（65歳未満であっても初老期認知症に該当する方を含む）又は知的障がい者で、認知症等により行方不明になるおそれのある方の介護を行う方で、市税に滞納がない方

高齢福祉課 福祉サービスグループ ☎ 632-2360

権利擁護

成年後見制度

家庭裁判所に申立てをして後見人等が選任されると、認知症等で判断能力が不十分な方に代わり、財産の管理、介護保険や福祉サービスの契約などを後見人等が行えます。判断能力に応じ、保佐、補助の制度もあります。
申立て手続きの詳細は、宇都宮家庭裁判所にお問い合わせください。

宇都宮家庭裁判所

☎ 621-4854

なお、身寄りがいないなどの理由で、成年後見制度の申立てが困難な場合は、市長による申立てを行うことができます。

高齢福祉課 相談支援グループ

☎ 632-2357

日常生活自立支援事業

高齢の方や障がいのある方などで判断能力が十分でない方が、地域で安心して自立した生活が送れるよう、日常的な預貯金の出し入れや福祉サービスの利用の手続きなどを支援します。

とちぎ権利擁護センター「あすてらす・うつのみや」

宇都宮市中央1-1-15 総合福祉センター内

☎ 635-1234

●その他

その他の支援

在宅高齢者家族介護慰労金の支給

在宅の介護を必要とする高齢者を常に介護している家族に、介護慰労金を支給します。

- 支給対象者**
- 65歳以上の介護保険の要介護4・5の認定を受けている高齢者を、申請月の前月から遡り、1年間に10日間を超えて介護サービスを受けることなく、在宅で日常的に介護している家族
- ※その他詳細な支給要件など、詳しくは高齢福祉課サービスグループへお問い合わせください。

支 給 額

年額12万円

手 続 き

振込先の通帳、「健康保険証」又は「後期高齢者医療被保険者証」「介護保険被保険者証」をお持ちになり、『在宅高齢者家族介護慰労金申請書』を、**高齢福祉課 福祉サービスグループ、保健福祉総務課（市役所1階A18番窓口）、各地区市民センター・出張所**又は**各地域包括支援センター**に提出してください。

高齢福祉課 福祉サービスグループ ☎ 632-2360

介護保険と確定申告

介護保険料や介護サービス利用にかかる費用などの一部は、確定申告の際の所得控除の対象となります。

社会保険料控除

1~12月に納めた介護保険料の金額は、社会保険料として課税所得から控除できます。申告の際は、領収証書や「公的年金等の源泉徴収票」(1月末までに年金支払者から送付)、「口座振替済通知書」(12月に高齢福祉課から送付)などを持参しましょう。

なお、所得税法等の規定により、年金から差し引きされた保険料（特別徴収分）は、本人以外の社会保険料控除とすることはできませんのでご注意ください。

高齢福祉課 介護保険料グループ ☎ 632-2907

医療費控除

●医療費控除の対象となる居宅サービスの費用

居宅サービス計画等に位置づけられた【表Ⅰ】のサービスの自己負担額（1割、2割または3割分）は、【表Ⅱ】のサービスと併せて利用する場合に限り対象となります。

【表Ⅰ】

- (介護予防)訪問看護
- (介護予防)訪問リハビリテーション
- (介護予防)居宅療養管理指導
- (介護予防)通所リハビリテーション
- (介護予防)短期入所療養介護
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型事業所で訪問看護を利用する場合に限ります。）
- 看護小規模多機能型居宅介護（上記の居宅サービスを含む組合せにより提供されるもの（生活援助中心型の訪問介護の部分を除きます。）に限ります。）

注：介護福祉士等による喀痰吸引等の対価は、医療費控除の対象とならないサービスにおいて行われた場合も医療費控除の対象となります。

【表Ⅱ】のサービスの自己負担額（1割、2割または3割分）は、【表Ⅰ】のサービスと併せて利用する場合に限り対象となります。

【表Ⅱ】

- 訪問介護（訪問型サービス相当を含む）（生活援助（調理、洗濯、掃除等の家事の援助）を中心型を除きます。）
- 夜間対応型訪問介護
- (介護予防)訪問入浴介護
- 通所介護（通所型サービス相当を含む）
- 地域密着型通所介護
- (介護予防)認知症対応型通所介護
- (介護予防)小規模多機能型居宅介護
- (介護予防)短期入所生活介護
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型事業所で訪問看護を利用しない場合及び連携型事業所に限ります。）
- 看護小規模多機能型居宅介護（【表Ⅰ】の居宅サービスを含まない組合せにより提供されるもの（生活援助中心型の訪問介護の部分を除きます。）に限ります。）

●医療費控除の対象となる施設サービスの費用

- 介護老人福祉施設（地域密着型を含む）にかかる、自己負担額（1割、2割または3割分）と食費及び居住費の合計額の2分の1。
- 介護老人保健施設、介護医療院にかかる、自己負担額（1割、2割または3割分）と食費及び居住費の合計額。
※なお、申告の際はサービス事業所が発行した領収書（証）が必要となります。居宅介護（予防）支援事業所名（居宅サービスの場合）、医療費控除の対象となる金額などが記載されることになっています。

市から支給された高齢介護サービス費等は、医療費控除から差し引かれます。高齢介護サービス費等の支給額が不明な方は、「高齢福祉課 介護サービスグループ」までお問い合わせください。

高齢福祉課 介護サービスグループ

☎ 632-2906

障がい者控除対象者の税金控除

障がい者手帳を所持していないなくても、介護認定を受けている満65歳以上の方で、その障がいの程度が、身体・知的または精神障がい者に準ずる者として市長の認定を受けている方については、障がい者控除を受けることができます。

なお、障がい者手帳等による障がい者控除対象者（身体障がい者手帳3~6級相当）のうち、本制度により特別障がい者控除の対象になる場合も、申請することができます。

手 続 き

『障がい者控除対象者認定書交付申請書』を高齢福祉課 認定審査グループ、又は障がい福祉課 福祉サービスグループ、又は各地区市民センター、出張所に提出してください。認定された場合『障がい者控除対象者認定書』が交付されますので、税の申告の際に利用ください。



高齢福祉課 認定審査グループ

☎ 632-2986

障がい福祉課 福祉サービスグループ

☎ 632-2361

おむつ代の医療費控除に必要な確認書を交付します

前年分の確定申告でおむつ代の医療費控除を受けた方が、今年分も同控除を申告する場合、「おむつ使用証明書」の代わりに「主治医意見書内容確認書」で控除を受けられます。

控除対象者

当該年度またはその前年（要介護認定期間が13か月以上の場合に限る）に本市において要介護認定申請を行い、認定を受けた被保険者。

交付要件

主治医意見書が次の3項目すべての要件を満たしているとき

- 当該年度またはその前年に作成されたもの
- 「障がい高齢者の日常生活自立度がB1、B2、C1、C2」のいずれかであること。
- 「尿失禁の発生の可能性があり」であること

申請場所

市役所高齢福祉課・各地区市民センター及び出張所

なお、本人または同一世帯の方が申請する場合、委任状が必要です（交付手数料は無料）。

※申請の際、印鑑・本人確認できる書類（免許証、パスポート等）をお持ちください。

高齢福祉課 認定審査グループ

☎ 632-2986

確定申告及び確定申告会場についてのお問い合わせ先

宇都宮税務署 宇都宮市昭和2丁目1番7号

☎ 621-2151（代表）